

広島県公安委員会公告第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項の規定により運転技能検査に関する事務を委託したので、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第40条の2第2号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年4月16日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

受託法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	委託に係る免許関係事務を処理する場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 公益財団法人広島県交通安全協会 小丸成洋	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 公益財団法人広島県交通安全協会安全 運転学校
	福山市津之郷町加屋58番地2号 公益財団法人広島県交通安全協会福山 事務所